

告 示

埼玉県告示第五百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミ越谷レイクタウン店

越谷都市計画事業越谷レイクタウン特定土地区画整理事業二百四街区一画地の一部

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 循環型社会形成推進基本法を踏まえ、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、リサイクル関連法令に従い、リサイクルを積極的に推進すること。また、廃棄物については分別を徹底し、法令を遵守して適正に処理・処分すること。
- ・ 当該開発地は、現在は市内小学校の通学路として指定されており、工事期間中及び開店後の午前八時までは工事搬入車両等の通行は控えていたきたい。また、児童は概ね午後二時から四時の間に下校するため、警備員の配置を配慮いただくなど児童の安全確保に細心の注意を払うこと。

二 縦覧期間

平成二十六年十二月九日から平成二十七年一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター